

農業委員会定例会 12月

1. 開催日時 令和5年12月20日 午後1時30分～
2. 開催場所 小豆島町役場本館 3階 大会議室
3. 欠席委員 6番委員、7番委員、10番委員
4. 議事日程
 - (1) 審議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について (知事処分)
 - 議案第3号 非農地証明願承認について
 - 議案第4号 農用地利用集積計画 (利用権設定) の決定について
5. その他
6. 会議の概要

事務局長 ただいまから定例会を開催したいと思います。
議事につきましては、会長に進行をお願いします。

議長 (会長あいさつ)
本日の議事録署名人ですが、5番委員、8番委員をお願いします。
それでは、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の1番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、[]在住の[]所有の
[]畑 198 m² について
[]の[]が譲り受け、申請地では[]を栽培する計画
となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には
該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 本人にお会いしてお話とか聞いてないんですけども、現場の方は確認して
参りました。60坪ぐらいのちっちゃなところなんですけども、現在は何も栽培
されていないようですがすぐに栽培ができるように復帰できるような感じの
ところでした。60坪ぐらいで家庭菜園ぐらいで使われるんだろう
と思いますけれども、別な問題がないかと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり
とします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の2番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、[]在住の[]、[]在住の[]所有の
[]畑 314 m² について
[]の[]が譲り受け、申請地では[]を栽培する計画

となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長

地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員

ここは私のすぐ近くのところなんですけども、この地図では [REDACTED] [REDACTED] ということになっておりますけども、これも何年か前に多分解除されているかと思えます。今回その横の北側の家を全部つぶしまして更地にしております。多分これと合わせて買って欲しいということであったと思うんですけども、最終的には息子さんが今違う地区に住んでおるんですけど、こちらの方に、家を建ててその前の [REDACTED] とかそんなを植えるようなことじゃないかなと、購入者の方からちょっと伺っております。特に問題ないかと思えます。

議長

この件について意見はありますか。

委員一同

審議する。

議長

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番と4番について、関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局

3番は、 [REDACTED] 在住の [REDACTED] 所有の

[REDACTED] 畑 388 m²

[REDACTED] 畑 382 m²

[REDACTED] 畑 300 m²

の計3筆1,070 m²について

4番は、 [REDACTED] 在住の [REDACTED] 所有の

[REDACTED] 畑 451 m² について

[REDACTED] の [REDACTED] が譲り受け、申請地では [REDACTED] を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1 番委員 この辺りは今、[REDACTED]がずっと大昔の畑を元の方に戻そうということで、今は荒れ地になっておりますので、綺麗になっていくのでいいことじゃないかなと思っております。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の5番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 5番は、[REDACTED]在住の[REDACTED]所有の
[REDACTED]畑 246㎡ について
[REDACTED]の[REDACTED]が譲り受け、申請地では[REDACTED]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 譲り受けをします、[REDACTED]の自宅の隣の土地になるんですけども、今現在は何かを栽培してるような土地ではなかったような感じですがここもですね、すぐに栽培できるような整備はされておるかなと思っております。[REDACTED]の栽培ということでございますが、別に特に問題ないということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり

とします。

続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の6番について、事務局から説明をお願いします。

事務局

6番は、[redacted]在住の[redacted]所有の

[redacted]	畑	176 m ²
[redacted]	畑	227 m ²
[redacted]	畑	81 m ²
[redacted]	畑	71 m ²
[redacted]	畑	109 m ²
[redacted]	畑	419 m ²
[redacted]	畑	185 m ²
[redacted]	畑	445 m ²
[redacted]	畑	302 m ²
[redacted]	畑	632 m ²
[redacted]	畑	673 m ²
[redacted]	畑	108 m ²
[redacted]	畑	195 m ²
[redacted]	畑	229 m ²
[redacted]	畑	101 m ²
[redacted]	畑	268 m ²
[redacted]	畑	58 m ²

の計17筆4,279 m²について、

[redacted]の[redacted]が譲り受け、申請地では[redacted]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。

議長

はいそれでは私が地元で現地を見て参りました。知ってる通り[redacted]は山林化しておって、もうまともな畑がほんの2、3あるなという感じでしたが、ちょうど本人がおらなくて現地行った時に、私と同級生でやって、電話番号を知っておりまして、[redacted]に帰ってたんで今電話入れたら、お前やるんやなって言うたら、ポチポチやりますと、はっきり言ってもほんまに山林化しておりまして、少しずつでも[redacted]をするのであれば、ありがたいから地道にやってくださいと。[redacted]

いう方だということで、■■■■そのものもよく、小さいときから知っ
って、実質もうここ高校出てからよそ出て行って今回、住所変更をしてか
ら、この土地を買うというようなことで、もう年が明けたらこちら小豆島
の方へ住むというふうに聞いておりますのでボチボチやっってくださいとい
うお願いをしております。私からはそういうことを希望を兼ねて、現地の
状況はちょっと厳しいですが、よろしいんじゃないかという意見を述べさ
していただきます。

この件について意見はありますか。

委員一同

審議する。

議長

審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり
とします。

続いて、議案第2号（農地法第5条の規定による許可申請）について、事務局
から説明をお願いします。

事務局

議案第2号は、10月に農用地除外申請があった■■■■在住の■■■■
所有の

■■■■畑 433㎡について
■■■■の■■■■が、■■■■を建築するための転用申請と
なっています。

■■■■は、現在、■■■■で、■■■■で暮らしていますが、
■■■■を控えており、生活の拠点を固めようと■■■■
を建築することとしています。

計画地の選定にあたっては、現在上■■■■
に通っており、その近隣にある本申請地が最適地として選定されたよう
です。

転用に係る造成については、南側の1.5m程度の既設の石積擁壁を利用し、
花崗土で0.1m程度の盛土を行う計画になっています。また、雨水につい
てはため枡を設置し、汚水については合併浄化槽を設置し、いずれも南東側
道路側溝に排水する計画となっています。

申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に
問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無い
と判断しています。

議長 地元委員さんお休みですが、前回、この件について出ておりました。今回
転用申請の方へ、■■■■■というようなこと出ておりますが、皆さん
方のご意見を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。事務局からは付
け加えることありますか。

事務局 ■■■■■が今植わってまして収穫終わって、移設が終わった後から建築を
始めることとなりますので、年度が明けてからなります。■■■■■
■■■■■に間
に合うように、この場所で建築したいということでございます。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり
とします。

続いて、議案第3号（(非農地証明願承認)の1番について、事務局から
説明をお願いします。

事務局 1番は、■■■■■在住の■■■■■所有の
■■■■■畑 260 m² について
長年に渡り耕作放棄状態が続き、自然潰廃したため農地として復旧するこ
とが困難となったものです。自然潰廃し、かなりの年月が経っているた
め、非農地証明できるものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

4番委員 衛星写真を見てもらったらわかる通り、農地として復旧はちょっと難しそ
うなので、問題ないと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

続いて、議案第3号（(非農地証明願承認)の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、 在住の 所有の

 畑 161㎡ について

農地法施行以前から宅地であったものです。農地法における転用手続きは不要のため、非農地証明できるものと判断しています。

議長 地元私でございますが、 のちょっと上を上がったところ
で、 の方の隣近辺でございます。もう今言ったように、早くから家
が建っているというのが現実でございます。別段この点については、問題
ないというようなことを聞いております。この件について意見はあります
か。

事務局 GHQの農地改革後に農地法が制定されたので、大体戦前から家が建っ
ているものは、農地法の適用を受けないので、転用手続きは不要ということ
です。

委員一同 審議する

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり
とします。

次に、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定）の1番について、
事務局から説明をお願いします。

事務局 1番は、 在住の 所有の

 畑 612㎡ について

 の が、引き続き借り受けるものです。

申請地では、 を栽培する計画で、期間は10年間の使用貸借とな
っています。

本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たし

ているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

職務代理 現状、今はですねこれ継続ということなんですけれども、██████の栽培を立植で苗木の育成補助として██████が使われておるということでございます。継続でございますし、別な問題がないと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。
続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 2番は、██████在住の██████所有の██████畑 561㎡ について██████の██████が、新たに借り受けるものです。申請地では、██████を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっています。本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。

1番委員 この畑の周りはほとんど██████が作られたり借りたりしているところなんですけれども。この██████ところは、前、みかん畑やったんですけれども、今現在8割はもう変えてしまっていて、あんまり管理されてなく荒れているような状態なんで、また新たに綺麗にされていくのは、いいことじゃないかなと思っております。

議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	3番は、 在住の 所有の 田 325 m ² 田 496 m ² の計2筆821 m ² について の が引き続き借り受けるものです。 申請地では、 を栽培する計画で、期間は1年間の使用貸借となっております。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
3番委員	はい につきましては主人が亡くなってからもう栽培をやめておりまして、ちょうどその隣接を が作っておるので作っていただくのは結構であろうかと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第4号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。

事務局 4番は、[redacted]在住の[redacted]所有の
[redacted]畑 347 m²
[redacted]畑 923 m²
の計2筆1,270 m²について
(公財)香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である[redacted]の[redacted]に貸し付けるものです。申請地では、[redacted]を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となっています。
本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。

議長 地元委員さんが欠席ですが、事務局から何かありますか。

事務局 ここは遊休農地の補助事業で整備するところでございますので、[redacted]がこの事業を使って、ここを整備して[redacted]を栽培する計画となっております。[redacted]に聞いたところ、ここの一部を使って、[redacted]を栽培するということを伺っておりますので、ぜひとも頑張ってくださいと思います。

議長 この件について意見はありますか。

委員一同 審議する。

議長 審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。
議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。それでは、藤本一弥職務代理者閉会のあいさつをお願いします。

職務代理 今年最後の12月の定例会でございましたが大変お疲れ様でございました。また何かと、いろいろとご協力いただければだいたきまして、ありがとうございました。
非常に寒い日が続いております。余談になりますけど、先日私の知り合いの農業者の方が、目の前で目の前じゃないけど農協のふれあいセンターの前でですね、ふらふらとなって倒れてってということで、頭の方の血管の病

気から思ったら脱水症状でいうことだったんです。脱水症状普通は真夏のもんかなと思うんですけども。意外と冬の乾燥してる時に、水分とらなんだらそういうことになるというようなことらしいですので、皆さん方もお気をつけいただきまして、喉や川から寒い時期でございますけれどもそういう部分もとりながらということで、年末年始、いよいよ正月を迎えたいと思います。また来年もよろしく引き続きよろしくお願ひしたいと思います。以上で、定例会を閉じさせていただいたと思います。どうもありがとうございました。

閉 会 午後2時00分

議 長 会長

議事録署名人 5番

議事録署名人 8番